

令和5年度 運輸安全マネジメント

令和5年度(R5.4.1～R6.3.31)

光駿トレーラー輸送株式会社 大洗営業所 安全方針

輸送の安全は我が社の根幹 常に互譲の精神を忘れずに

1. 交通法規等のコンプライアンス向上に努めます。
2. 交通弱者の保護に努めます。
3. 人、環境にやさしい運転に努めます。
4. 交通事故防止のために、一歩先を見た運転に努めます。
5. 地域の道路状況に合わせた運転に努めます。
6. 車両をベストな状態で使用できるように、整備します。
7. 以上の項目を確実に実施できるよう社員教育を実施します。

1. 経営者の責務

- (1) 輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有するものとし、全社的な安全性向上の取組みを主導し、企業全体に安全意識の浸透を図る
- (2) 輸送の安全を確保するため、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる
- (3) 経営管理の手法である計画、実施、評価、改善のサイクルの実践により継続的に輸送の安全性の向上を図るため、業務の実施及び管理の状況の適否を常に確認し、必要な改善を行う
- (4) 安全マネジメントを担当する従業員の配置、指揮命令系統その他輸送の安全に関する責任ある組織体制を構築する

2. 我が社の輸送の安全に対する基本的な方針

- (1) 全従業員に対して、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、その実現のため経営者が主導的な役割を果たし、全従業員が一丸となって取組、絶えず安全性の向上を図る
- (2) 輸送の安全に関する取組み状況等の情報について、積極的に公表する
- (3) 公共の道路を使用して仕事をしているという認識を常に持ち、運転に関する知識・技能の研鑽に努め、交通人身事故の防止を図る
- (4) プロドライバーとしての自覚を高め悪質違反行為(酒酔い運転・酒気帯び運転・過労運転・薬物等使用運転・無免許無資格運転・最高速度違反・救護義務違反)を絶対させない
- (5) 運行管理体制及び車両管理体制の充実強化を図り、法令に定められた運行管理及び車両管理が適切に機能するよう配慮する
- (6) 現場の声を安全性向上方策に継続的に反映させる等、全体の安全性を計画的に向上させる
- (7) 参加・実践型の研修・指導等の実施により、運転者の能力向上を図る
- (8) 安全に対する基本的な方針及びそれに基づく目標・計画を従業員に周知徹底する